



# 運輸安全マネジメント報告書

## 2023 年度

遠鉄タクシー株式会社

〒433-8122 静岡県浜松市中央区上島 1-11-15

## 目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	… <a href="#">2</a>
2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況	… <a href="#">2</a>
3. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計	… <a href="#">3</a>
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	… <a href="#">4</a>
5. 輸送の安全に関する重点施策及び計画	… <a href="#">5</a>
6. 輸送の安全に関する予算・実績額	… <a href="#">8</a>
7. 事故及び災害等に関する報告連絡体制	… <a href="#">9</a>
8. 安全統括管理者	… <a href="#">10</a>
9. 安全管理規程	… <a href="#">10</a>
10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画	… <a href="#">10</a>
11. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容	… <a href="#">10</a>
別紙 安全管理規程	… <a href="#">13</a>

## I. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 経営トップは輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
2. 現場の声に耳を傾けるとともに、社員に対し輸送の安全確保が最重要であることを認識徹底させる。
3. 関係法令及び安全管理規程等社内規則を遵守する。
4. 輸送の安全に関するPDCAを確実に実行し、安全管理体制の継続的な実現と見直しを行う。
5. 全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず安全性の向上に努める。
6. 輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

## 2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

### ◆2023年度の達成状況

- ①有責重大事故件数 … 実績 7 件／目標 0 件
- ②有責事故件数 … 実績 101 件／目標 80 件
- ③輸送の安全に関する投資額

… [【6.輸送の安全に関する予算・実績額】参照](#)

### ◆2024年度の目標

- ①有責重大事故件数 … 目標 0 件
- ②有責事故件数 … 目標 55 件
- ③輸送の安全に関する投資額

… [【6.輸送の安全に関する予算・実績額】参照](#)

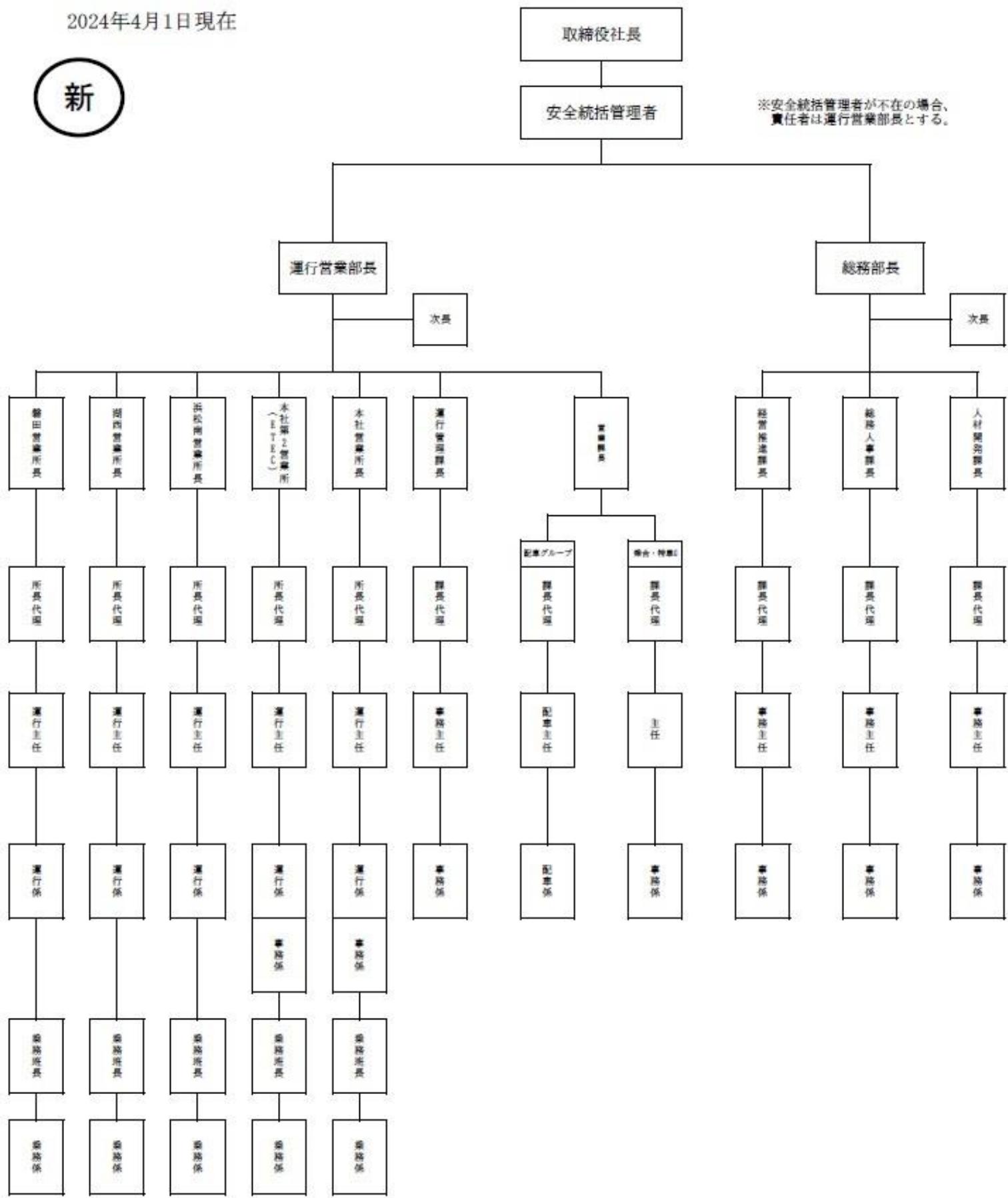
### 3. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

事故類型	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの	0 件
十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0 件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの	0 件
十人以上の負傷者を生じたもの	0 件
自動車に積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	0 件
自動車に積載されたコンテナが落下したもの	0 件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	4 件
酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を操縦することができなくなったもの	0 件
救護義務違反（道路交通法第百十七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があつたもの	0 件
自動車の装置（道路運送車両法第四十一条各号に掲げる装置をいう）の故障により、自動車が運行できなくなったもの	3 件
車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）	0 件
橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法による軌道施設を含む。）を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0 件
高速自動車国道（高速自動車国道法第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件
総件数	7 件

## 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

2024年4月1日現在

新



## 5. 輸送の安全に関する重点施策及び計画

### ◆2023年度に実施した主な事故防止策

#### 実施策

■デジタルタコメーターによる個別即時指導
○安全運転日報 E 判定者に対して帰庫時に即時指導及び月間3回以上 E 判定者に対し、警告書を発行
■ドライブレコーダーの活用
○ドライブレコーダーによる運転・接客等のチェック及び指導（月 4 件以上/運行管理者 1 人）
○ヒヤリハットの収集及び年 4 回（4、7、10、11月）の映像集共有 ※2023 年度は 2 回→4 回に増やして実施
○有責事故発生都度、映像の視聴及び現場写真の掲示、班別事故件数掲示による事故結果の見える化
■事故防止キャンペーン … 月間重点目標を設定し、関連目標を手帳へ記入することで事故防止意識の醸成
※2023 年度は特に重点項目とした下記 3 項目について、反復回数を増やして実施。
○バック事故ゼロ月間（4、7、10、11月）
○右左折事故ゼロ月間（5、8、11、12月）
○一時不停止事故ゼロ月間（6、9、12、3月）
■運行管理者等の安全運転への関与
○社内研修及び事故防止対策本部委員会への参加
○外部研修への参加（適性診断カウンセリング研修）
■事故惹起者教育
○事故防止対策本部委員会の実施（毎月 1 回）
○所属長、運行管理者及び運行管理課、警察 OB との実地指導・面談
○あせり等の原因を所定の用紙を使用し聞き取り、心理面での原因分析を行う
■安全訓練
○経営層を含めた地震・災害及び重大事故訓練（ICT を活用して実施）
■新人事故防止教育
○警察 OB による入社 1 年未満、2 年未満の乗務員に対する事故防止教育
■安全意識の高揚
○全体研修 … 全従業員を対象に、コンプライアンス・事故防止・健康管理について研修（4月～5月）
○点呼・教育 … 事故映像視聴、危険予知トレーニング、道路交通法テスト、事故時手順確認等
○ICT を活用した安全に関するアンケートを実施・結果公表
■健康管理
○健康診断実施後の再検査及び SAS の追跡調査
○出勤時健康管理自己申告書の提出（睡眠時間、体温、飲酒有無、健康状態）及び血圧測定（2 勤務目）
○出退勤時のアルコールチェック
○ストレスチェックの実施及び産業医面談
■運輸安全マネジメント
○全体研修・事故防止対策本部委員会の見直し
○マネジメントレビューの実施
○運行管理課の現地監査
○遠州鉄道による内部監査

## ○事故・ヒヤリハット映像集視聴

### 社内提供映像を共有(年4回)

4月「前年度事故映像集」

7月「ヒヤリハット映像集」

10月「テーマ別事故映像集」

1月「お手本映像集」



## ○安全運転指導

### 事故惹起内容に合わせた実地教育

事故原因の理解とその対策について、技術的な面での添乗教育を実施。

## ○新人事故防止教育

入社1年未満、2年未満の乗務員に対する事故防止教育。事故防止・接客について座学・実地にて教育を実施。



## ◆2024年度に計画している主な事故防止策

### 実施策

#### ■デジタルタコメーターによる個別即時指導

- 安全運転日報 E 判定者に対して、帰庫時に即時指導及び月間3回以上 E 判定者に対し、警告書を発行

#### ■ドライブチャートの活用

- ドライブチャートによる危険運転の即時指導（リスク運転発生時、都度メールにて通知・指導）

#### ■事故等の情報収集及び共有

- 有責事故発生都度、映像の視聴及び現場写真の掲示、班別事故件数掲示による事故結果の見える化

#### ◆事故防止キャンペーン

- 年間重点課題 ○交差点事故防止月間 ○車内事故防止月間

また月間重点目標を設定し、関連目標を手帳へ記入することで事故防止意識の醸成

※2024年度は特に重点項目とした下記2項目について、反復回数を増やして実施。

- バック事故対策月間（偶数月）

- 右左折時内輪差事故対策月間（奇数月）

#### ■運行管理者等の安全運転への関与

- 社内研修及び事故防止対策本部委員会への参加

#### ■事故惹起者教育

- 事故防止対策本部委員会の実施（毎月1回）

- 所属長、運行管理者及び運行管理課との実地指導・面談

- 事故再発防止の為、事故惹起者に寄り添う教育・フォローを実施

- あせり等の原因を所定の用紙を使用し聞き取り、心理面での原因分析を行う

#### ■安全訓練

- 経営層を含めた地震・災害及び重大事故訓練（ICTを活用して実施）

#### ■新人事故防止教育

- 入社1年未満及び2年未満の乗務員に対する事故防止教育

- 集団点呼時等に実演指導（バック、右左折、一時停止等の実地訓練）

#### ■安全意識の高揚

- 全社共通で指差呼称を取り入れた集団点呼を実施。

- 教育指針の確認、事故映像視聴を集団点呼時に運行管理者と相互に確認。

#### ■健康管理

- 健康診断実施後の再検査及びSASの追跡調査

- 出勤時健康管理自己申告書の提出（睡眠時間、体温、飲酒有無、健康状態、服薬有無）及び血圧測定

- ストレスチェックの実施及び産業医面談

#### ■運輸安全マネジメント

- 事故防止対策本部委員会の内容隨時見直し

- マネジメントレビューの実施

- 運行管理課の現地監査

- 遠州鉄道による内部監査

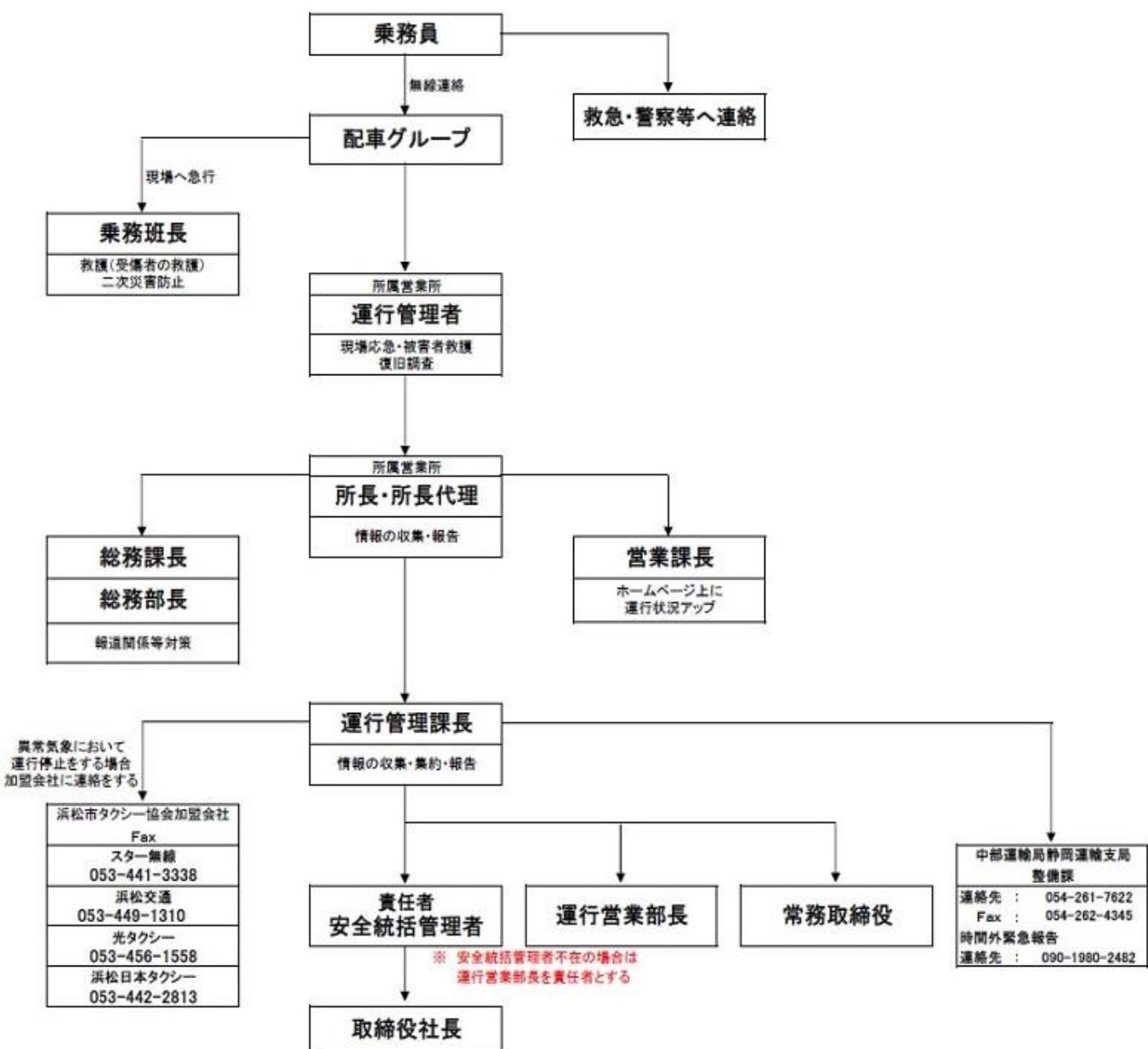
## 6. 輸送の安全に関する予算・実績額

投資項目	2023 年度実績	2024 年度予算
無事故表彰 (242名 内累計80万km無事故達成1名)	5,685,000円	6,000,000円
運転適性診断の受診 (適性診断151名)	619,637円	900,000円
運行管理者等の外部研修参加 (基礎・一般講習、適正診断活用講座他)	799,046円	800,000円
安全装置付き車両導入 (JPN TAXI 20台,その他4台導入)	61,016,400円	140,000,000円
ドライブレコーダー導入 (全車両導入済 20台更新、2024年度54台)	816,000円	2,200,000円
ドライブチャート (15台導入予定)	トライアル	2,830,000円
スタッドレスタイヤ装着 (47台分保有 内40台分更新)	851,712円	770,000円
アルコール検知器の活用 (5営業所8拠点維持管理、簡易検知器配布) ※宿泊用含む	833,000円	1,980,000円
ストレスチェックの実施 (全従業員639名分)	302,280円	360,000円
運転経歴証明書の取得 (全従業員598名分)	406,690円	520,000円
合計	71,329,765円	156,360,000円

## 7. 事故及び災害等に関する報告連絡体制

遠鉄タクシー株式会社

2024年 4月 1日現在



## 8. 安全統括管理者

常務取締役 楠原正之

## 9. 安全管理規程

【別紙 安全管理規程】参照

## 10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

【5. 輸送の安全に関する重点施策及び計画】参照

## 11. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

監査者:遠州鉄道株式会社 監査室

監査日:2024年4月9日

### ○内部監査結果

#### (1) 経営トップのコミットメント

監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故の予防対策に重点を置き、事故対応方に軽重を設け、効率的で有効な安全運転指導体制を構築するとともに、新人運転者専門の指導育成組織を立ち上げるなど強力なリーダーシップを発揮し、輸送の安全確保の体制強化を図っています。</li> <li>・また、事故防止委員会や部課長会を通じて「輸送の安全」の重要性を管理者層と共有しつつ、毎月の営業所巡視にて現場運転者との良好なコミュニケーションを築いています。</li> <li>・マネジメントレビューと改善への取り組みについては、年度末の事故防止委員会にて振り返りを図り、次年度の安全マネジメント計画に反映させています。</li> </ul>
指摘提言	特にありません

#### (2) 安全重点施策の策定

監査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年度安全重点施策項目である有責事故については、目標の80件以内を大きく上回る101件の発生があり、そのうち7件が重大な車内事故です。安全重点施策の実行にあたり、デジタコスコアを活用した納得感のある指導を即時実施や、基本接客用語や指差呼称の徹底に注力し、意識・行動両面の変容を促しています。</li> <li>・2024年度については、重大事故に繋がる「車内事故防止」「交差点事故防止」を年間重点課題に掲げ、デジタコスコアに加え運転適性診断やドライブチャートを活用し、個人毎の運転特性に応じた指導を実施する計画です。</li> </ul>
------	--

	・また、ハード面での安全投資については、ジャパンタクシー車両への広角補助ミラーや新車へのバックモニター取り付け、ドライブチャートの導入などを引き続き実施予定です。
指摘提言	特にありません

### (3)情報伝達及びコミュニケーションの確保

監査結果	・情報伝達とコミュニケーションについては、従来の事故防止委員会や班長会、経営者・組合との意見交換会等の実施に加えて、新たに11月より所内管理者会議と総括管理者会議を開始し、質の高い情報共有と活発な意見交換などコミュニケーションの深まりがうかがえます。
指摘提言	特にありません

### (4)重大事故の対応

監査結果	・重大事故発生情報の社内周知は、速報掲示による伝達や事故発生時のドライブレコーダー映像を全乗務員が確認することで注意喚起を行っています。(2023年度発生7件) ・事故発生の連絡から一連の手順を確認する重大事故発生訓練を年間4回実施しており、万が一の場合の対応に備えています。
指摘提言	特にありません

### (5)関係法令等の遵守

監査結果	・関係法令等の遵守について、厚労省「改善基準告示」より厳しい社内基準を設け遵守することで拘束時間の低減、休息期間の確保に取組んでおり、2024年4月改正への備えも出来ています。 ・また、飲酒運転を未然に防ぐため、始終業時のアルコールチェックに加え、出勤前の簡易式アルコールチェック器を用いた検査を徹底させていますが、2023年度は始業時のアルコール検知が2件発生しています。
指摘提言	特にありません

### (6)運転者の教育及び指導

監査結果	・旅客需要の回復に合わせ急増している新人運転者を育成指導する専門組織を設置し、9ヶ月間にわたり、運転技術の習得と安全運転意識の向上を図っています。 ・また、事故防止の観点では、事故惹起者についてはドライブレコーダーの映像やヒヤリハット情報を活用した具体的な指導を実施しています。予防的な指導については、デジタコスコア・適性診断結果を用いて急制動の抑制を図り、ドライブチャートを用いて一時停止違反などの削減を図っています。なお、乗務員の教育・指導においては、指導する立場の運行管理者の意識向上が肝要であるため、運行管理者教育や運行管理者監査などにより管理者の教育も図られています。
指摘提言	特にありません

### (7)健康管理

監査結果	・健康管理マニュアルに基づき、健康診断や管理指導を行っています。要注意者については、所長・運行管理者が定期的にチェックし管理する体制が整えられており、血圧測定をルール化し規定を超えた者の乗務を認めないようにし、点呼時に本人の状態確認や注意喚起を実施しています。 ・また、健康診断再検未実施者についても期限を設け受診を促すなど健康管理を徹底しています。
指摘提言	特にありません

## (8)前回指摘事項の対応

監査結果	前回、特に重要な指摘事項はありませんでした。
------	------------------------

## ○内部監査結果を踏まえ 2024 年度に実施する措置

- (1) 2024 年度の運輸安全マネジメント計画を確実に実行するようお願いします。
- (2) 輸送の安全確保に必要なヒト・モノへの継続的な投資を続けてください。

以上

2023 年度運輸安全マネジメント報告書

2024 年 7 月 発行

〒433-8122 静岡県浜松市中央区上島 1-11-15

<https://www.entetsu.co.jp/taxi/>

静岡県西部のタクシーのご用命は

 **遠鉄タクシー株式会社**

タクシーのご注文は

浜松市全域・湖西 TEL **053-412-7777**磐田・袋井・掛川 TEL **0538-32-7777**

別紙

## 安全管理規程

施行	平成 18 年 10 月 1 日
改正	2019 年 9 月 1 日
改正	2019 年 10 月 1 日
改正	2020 年 4 月 1 日
改正	2020 年 6 月 1 日
改正	2020 年 8 月 1 日
改正	2020 年 10 月 1 日
改正	2022 年 6 月 1 日
改正	2023 年 8 月 1 日
改正	2023 年 11 月 1 日
改正	2024 年 2 月 1 日
改正	2024 年 4 月 1 日

### 目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

#### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般乗用旅客運送事業及び一般乗合自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

#### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

## (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

## (輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

## (輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

## 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

## (社長の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

## (社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

## (安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 國土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

### (安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

## 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるよう努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

### (輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

### (輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

#### (輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

#### (情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

#### (輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録は3年間保存する。

以上